

○財務省告示第百九十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年五月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | |
|---|----------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第九十六回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であって、財務 |

			十 十			九 八			七			ハ					
			イ 一			振 額 最			口			イ					
I 加 場 び 札 非 入 価 発			平 成 二 十 三 年 五 月 二 十 四 日			の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金			二 千 四 十 四 億 九 百 七 十 五 万 円			二 兆 九 百 八 十 七 億 九 千 二 百 二			特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六		
非 者 特 国 債 行 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			す 〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
格 第 参 市 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
格 第 参 市 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
I 加 場 び 札 非 入 価 発			平 成 二 十 三 年 五 月 二 十 四 日			の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金			二 千 四 十 四 億 九 百 七 十 五 万 円			二 兆 九 百 八 十 七 億 九 千 二 百 二			特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六		
非 者 特 国 債 行 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			す 〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
格 第 参 市 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
格 第 参 市 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		
格 第 参 市 及 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争 札 競 入 行 争			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃			〃 〃 〃 〃 〃 〃		

十 十
三 二

の 経 利 発 競
払 過 行 争
込 利 入
み 子 率 札

十 四
初 期 利 子

(一) 年 ○ 募 入 五 パ ー セ ン ト
は、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{65}{365}$$

(二) 発 行 時 にお いて、 そ の 利 子
に 係 る 所 得 税 が、 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は、 前 記 (一) の 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 式
金 額 に 百 分 の 二 十 金 額 を 乗 じ た 金
額 (額 にお いた し、 該 国 債 を 発 行 金
額 又 は 外 国 取 得 者 が 非 居 合 算
に した 前 記 (一) の 算 式 による 算
出 した 金 額 に 適 用 を 受 け る 所
は、 外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所
得 税 の 税 率 を 乗 じ た 金 額) を
控 除 す る こと が でき る。
平 成 二 十 三 年 九 月 十 日 を 支 払
期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 算 出 し
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十三年五月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十八年三月二十日	利子を払う。六月間に属する
					て、その日以前。六月間に属する
					を、その日以前。六月間に属する
					毎、三月二十日及び九月二十日
					後の二期
					第二期
					以後